

# 共生、循環型都市づくり 持続可能な社会に向けて

私たちの暮らしは一見豊かで快適になったように思えます。しかし、便利さを追求するあまり、一度使われただけで「ごみ」となって捨てられてしまう使い捨て容器や使い捨て商品が出回り、限りある地球上の資源を大量に消費し続ける、このような暮らしがはたして真に豊かな暮らしといえるのでしょうか。ごみを全く出さずに暮らすことは不可能ですが、環境を守るため、ごみをできるだけ出さない暮らしの工夫を考えてみましょう。



たとえば、一升びんやビールびんは繰り返し使用できるびんで、一般にリターナブルびん・活(い)きびんと呼ばれています。びんを繰り返し使用することはガラスごみを減らすばかりか、びんを作るときに使用する石炭や石油のいわゆる化石燃料の節約にもつながります。  
問合せはごみ企画グループ(市役所本庁舎8階☎0798・35・8653)へ。

### 不用のエアコン・テレビなど 販売店に引き取ってもらいましょう

家電リサイクル法の対象となっている家庭用のエアコン・テレビ・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・洗濯機につ

いては、販売店が回収し、メーカーがリサイクルを行い、消費者がその費用を負担することでそれぞれの役割を担い、資源の有効活用を図ります。  
不用になったこれらの家電製品を廃棄するときは、販売店にリサイクル料金と収集運搬料金を支払い、引き取ってもらってください。問合せはごみ企画グループへ。

### 家庭用パソコン メーカー等に回収を依頼してください

限られた資源を有効に再利用するため、「資源有効利用促進法」に基づき家庭用パソコンのメーカー等に

よる回収・リサイクルが行われています。不用になったパソコンはメーカー等に回収を依頼してください。問合せはごみ企画グループへ。  
各メーカーの回収・リサイクル料金や、回収の申込先等の詳細な情報はJ-EI-TA(電子情報技術産業協会)のホームページ(<http://www.pc3r.jp>)で紹介しています。

### 不法投棄は罰せられます

悪質な場合は摘発も

市は、不法投棄防止を目的として、警察と連携して悪質な場合は摘発も辞さない厳しい姿勢で、一音パト

ロールなどを実施しています。空き地などの所有者は、不法投棄されないよう柵(さく)を設置するなど、適切な管理をお願いします。  
また、不法投棄は法律で罰せられます(5年以下の懲役または1000万円以下の罰金)。不法投棄を見つけた人は、ごみ企画グループに通報してください。

### 必ず使い切ってから

カセットボンベ・スプレー缶などのごみ出し

カセットボンベやスプレー缶などに残留分がある場合は、必ず使い切ってから出してください。カセット

ボンベやスプレー缶等が原因と思われる収集作業車火災事故は、平成15年度に6件発生しました。市民の皆さんのご協力をお願いします。  
問合せは、美化第1グループ(0798・33・4758)、美化第2グループ(0798・26・5042)、美化第3グループ(0798・41・6265)へ。

### 毎月5日はノーレジ袋デー 買い物袋を持って行きましょう

「買い物袋持参運動」をご存じですか。買い物袋の持参原則としてレジで袋を渡さず、必要な人が1枚5円で購入する方法や、買い物袋を持参するとポイントが加

算され、一定数がたまると商品券などと交換してもらえる、ごみを減らすための運動の一つです。また、日本チェーンストア協会に加盟するスーパーマーケットなどでは、毎月5日を「ノーレジ袋デー」と定め、買い物袋持参の積極的な呼びかけを行っています。  
全国のスーパーマーケットなどで買い物客に渡されるポリ袋は約300億枚。原料の石油に換算すると、18%の石油を入れるポリタンク約3000万本分の石油に相当します。



「月刊廃棄物～ゴミック廃貴物」から転載

### わがまちクリーン大作戦

6月6日を中心に各地域で

市と環境衛生協議会は、市民の皆さんで組織されている各種団体や学校、事業所に、まちの清掃活動を呼びかけ、「わがまちクリーン大作戦」を展開します。6月6日を中心に、各地域の道路や公園などの散乱ご

みを一掃します。昨年は約2万5千人の皆さんが参加し、約85tものごみを回収しました。きれいなまちづくりにご協力ください。  
各地域の活動内容については、地区環境衛生協議会か、ごみ企画グループへ問い合わせてください。

### 補助金を交付

生ごみ処理機などの購入に

生ごみ処理機や生ごみ堆肥(たい)肥料を購入する人(事業所を除く)に、補助金を交付します(交付申請時に購入後1年以内の人も申込可)。  
【補助内容】1世帯1基のみ。重複申込はできませんので、次のいずれかを選択。生ごみ処理機:2万円を限度に、購入費の2分の1を補助。200基まで

生ごみ堆肥容器:4千円を限度に、購入費の2分の1を補助。50基まで  
【申込】所定の申請書を6月30日までに、ごみ企画グループへ。申請書は同グループか各支所・市民サービスセンター、アクタ西宮ステーションでも配布中。1世帯1通のみ。多数の場合抽選

## 阪神米穀のお米

# えっさん

■本社 TEL.0798(26)0221(代表)

尺貫法(しゃっかんほう)の歴史  
今から約420年前、豊臣秀吉が税金としてお米を徴収していました。収穫量を計算するために田んぼの面積をきちんと測る必要があり尺貫法の基礎を整えたといえます。この時に土地の広さだけでなく、重さや容量を計る単位も一緒に決められました。秀吉はまず1升枴(しょうま)のサイズを決め、この10倍を1斗(と)、100倍を1石、また10分の1を1合とし、100分の1を1勺(しゃく)としました。今では国際的に標準化されているメートル法という単位を使用していますが、「尺貫法」の名残がお米を量るときに残っています。

阪神米穀は「おいしいごはんを食べよう県民・国民運動」を応援しています。